

府公第 171 号 - 1

平成 24 年 9 月 7 日

公文書管理委員会

委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙資源エネルギー庁行政文書管理規則の一部を改正する規則案について、諮問します。

資源エネルギー庁行政文書管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○資源エネルギー庁行政文書管理規則（平成23・03・31資庁第3号）

改正案	現行
資源エネルギー庁行政文書管理規則	資源エネルギー庁行政文書管理規則
第1条～第2条（略）	第1条～第2条（略）
第3条	第3条
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）
(5)「部等」とは、経済産業省組織令（平成12年政令第254号）に定める部及び長官官房各課をいう。	(5)「部等」とは、 <u>経済産業省組織令（平成12年政令第254号）に定める部及び長官官房各課、 経済産業省設置法（平成11年法律第99号）及び経済産業省組織令に定める特別の機関として本庁に置かれる原子力安全・保安院（経済産業省設置法及び経済産業省組織令に定める産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所（以下「産業保安監督部等」という。）を除く。）</u> 、 <u>産業保安監督部等（経済産業省組織規則に定める産業保安監督部の支部及びこれらに準ずるもの（以下「産業保安監督支部等」という。）を除く。）及び産業保安監督支部等</u> として総括文書管理者が定めるものをいう。
(6)「課等」とは、 <u>経済産業省組織令に定める本庁の内部部局に置かれる課及び資源エネルギー庁職制規程（平成13・01・06資庁第1号）第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づき課に準ずる組織として置かれる室並びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。</u>	(6)「課等」とは、 <u>経済産業省組織令に定める本庁の内部部局に置かれる課及び経済産業省組織規則に定める原子力安全・保安院及び産業保安監督部等に置かれる課、資源エネルギー庁職制規程（平成13・01・06資庁第1号）第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づき課に準ずる組織として置かれる室、 経済産業省組織規則に定める産業保安監督部にこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。</u>
第4条～第5条（略）	第4条～第5条（略）
第6条 主任文書管理者は、各部等の長をもって充てる。	第6条 主任文書管理者は、 <u>資源エネルギー庁内部部局にあっては各部等の長、原子力安全・保安院にあっては次長、産業保安監督部等にあっては各産業保安監督部の長</u> をもって充てる。
2～4（略）	2～4（略）
第7条以下（略）	第7条以下（略）